

一般社団法人応用生態工学会

委員会規程（改正案）

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の事業の推進のために設置される委員会の任務、構成及び運営に関する事項につき、本会定款第50条第3項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置、区分等）

第2条 委員会の設置、区分の変更又は廃止は、理事会の決議によりこれを定める。

2 委員会の区分は、次の各号に定めるとおりとし、各委員会の目的は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 総務委員会

総会の決定した基本方針及び理事会の審議決定に基づく本会の運営の推進、本会の健全な財務状況の維持と事務局の円滑な運営の確保のため各種課題に取り組むこと等

② 会誌編集委員会

会誌「応用生態工学（Ecology and Civil Engineering）」の企画、刊行等

③ 普及・連携委員会

本会の普及活動、市民・市民運動と本会とのパートナーシップの向上を図ること等

④ 学術交流委員会

国内及び国際的な学術交流をつうじた、他分野との交流や本学会に関する専門知識の紹介等を円滑に進めること等

⑤ 情報サービス委員会

本会の情報サービスの提供を行うこと等

⑥ テキスト刊行委員会

応用生態工学に係るテキスト、書籍、レポート等の企画、編集、出版等

（事 業）

第3条 前条第2項に定める各委員会において行う事業は、次の各号に定めるとおりとする。

① 総務委員会

ア 本会の運営全般の推進

イ 全国大会の企画および運営補助

ウ 大規模災害発生時の学会対応と支援、及びその方針の作成

エ 賛助会員向けサービス（セミナー等）の実施

- オ 本会の近い将来を含めた将来構想の検討
- カ その他総務委員会の設置目的に則した事項
- ② 会誌編集委員会
 - ア 会誌の企画及び編集
 - イ 会誌に掲載する報文(原著論文、総説、短報、事例研究、レポート、意見、書評、トピックス、特集等)の募集、校閲
 - ウ その他会誌編集委員会の設置目的に則した事項
- ③ 普及・連携委員会
 - ア 応用生態工学に関する講習会、現地見学会の企画・広報および実施
 - イ 応用生態工学に関する市民との交流に関する検討、又は必要に応じて実践的な活動を行うこと
 - ウ その他普及・連携委員会の設置目的に則した事項
- ④ 学術交流委員会
 - ア 応用生態工学に関する国内外の調査研究及び国際学術交流
 - イ 応用生態工学に関する専門知識や知見を他の学協会・団体等から求められた場合の窓口
 - ウ その他学術交流委員会の設置目的に則した事項
- ⑤ 情報サービス委員会
 - ア 本会Webサイトに掲載する情報の更新及び管理
 - イ その他情報委員会の設置目的に則した事項
- ⑥ テキスト刊行委員会
 - ア 応用生態工学に係る技術や成果に関する専門書(教科書)の企画・編集・出版
 - イ 応用生態工学に係る技術や成果を普及する一般書籍(入門書・解説書)等の企画・編集・出版
 - ウ 応用生態工学の普及等に係る印刷物の企画・編集・出版等
 - エ その他テキスト刊行委員会の設置目的に則した事項

(役員候補者選考委員会等)

第4条 役員候補者選考委員会及び廣瀬賞等に係る選考委員会の設置目的、事業内容等については、それぞれ、役員候補者選考委員会規程、又は廣瀬賞、研究奨励賞及び応用生態工学社会実践賞に関する細則の定めるところによる。

(構成)

第5条 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。この場合において、第2条第2項第2号から第6-7号の委員会の委員長は、同条項第1号の総務委員会の委員となるものとする。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。ただし、第2条第2項第1号の総務委員会の委員長は、専務理事をもってこれに充てる。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。この場合において、副委員長は、委員の互選に

より選出し、会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 委員会の委員の任期は、原則として、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。

(開 催)

第7条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 前項の招集に基づき開催される委員会は、実際の会議体による方法のほか、Web会議システム等の電磁的方法を用いて開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて、文書又は電磁的方法をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第8条 委員会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、小委員会、部会、幹事会等（以下「小委員会等」という）の組織体を設置することができる。

2 小委員会等の委員長及び委員は、当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦又は公募によるものとし、会長が委嘱する。

(規 則)

第9条 委員会は、それぞれ、本規程に定める事項以外の委員会運営に関する事項その他の事項に関し、規則を定めることができる。この場合において、当該規則の制定は、理事会の承認を得なければならない。これを改正するときも同様とする。

(細 則)

第10条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年8月27日から施行する(令和7年8月27日理事会決議)。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する(令和8年2月26日理事会決議)。